

「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」の第 11 回変更箇所

2020 年 12 月 2 日(水)

該当ページ	旧	新
<p>1 ページ 県民・事業者の皆様へのメッセージ</p>	<p>【「県民・事業者の皆様へのお願い」の追加事項の反映】</p> <p>④年末年始における感染防止対策の徹底</p>	<p>厳重警戒 第3波に入り、県民・事業者の皆様へのお願い (前略)</p> <p>○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。</p> <p>(中略)</p> <p>④東京等への不要不急の移動自粛 ○首都圏・大阪府・北海道への不要不急の移動は控えて下さい。 ○感染が拡大している都市域への不要不急の移動はできるだけ控えて、自覚を持って適切な行動をお願いします。</p> <p>⑤年末年始における感染防止対策の徹底 (以下略)</p> <p>【パネルの追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車内でのマスク着用の徹底</li> <li>・東京等への不要不急の移動自粛</li> </ul>
<p>20 ページ 1. これまでの経過</p>	<p>【営業時間短縮等の要請を追加】</p>	<p>11月26日(木) 栄・錦地区の接待を伴う飲食店等への営業時間短縮等要請(11/29~12/18) /東京等への不要不急の移動自粛</p>
<p>34~35 ページ 3. 個別対策ごとの実施方針 (2) 県民・事業者の皆様へのお願い 7) 第3波への対応</p>	<p>【「県民・事業者の皆様へのメッセージ」で追加した事項及び営業時間短縮等の要請を追加】</p>	<p>(前略)</p> <p>○タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えて下さい。特に、飲酒後の乗車時には注意をお願いします。</p>

該当ページ	旧	新
	<p>④ 年末年始における感染防止対策の徹底</p>	<p>(中略)</p> <p>④ 東京等への不要不急の移動自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○首都圏・大阪府・北海道への不要不急の移動は控えて下さい。</li> <li>○感染が拡大している都市域への不要不急の移動はできるだけ控えて、自覚を持って適切な行動をお願いします。</li> </ul> <p>⑤ 年末年始における感染防止対策の徹底</p> <p>(以下略)</p>
<p>36 ページ 7) 第3波への対応</p>	<p><b>【営業時間短縮等の要請の追加】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、感染拡大防止を図るため、名古屋市の繁華街にエリアを限定し、「営業時間の短縮」等の要請を行うこととしました。栄・錦地区の接待を伴う飲食店、酒類を提供する飲食店及び酒類を提供するカラオケ店におかれては、感染防止対策を徹底した上で、11月29日から12月18日までの20日間、営業時間の短縮等をお願いします。</li> <li>(資料18)</li> <li>・要請に際しては、感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「愛知県安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示した上で、営業時間の短縮を実施した事業者については、愛知県感染防止対策協力を交付します。</li> </ul>
<p>参考資料の追加・変更</p>	<p><b>【業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧の更新】</b></p> <p><b>【営業時間短縮等の要請に係るパネルの追加】</b></p>	<p>資料9の一覧を11月20日更新の内容に変更</p> <p>新たに資料18として、「営業時間の短縮・休業の要請」に関するパネルを追加</p>